

令和 年 月 日

富士急モビリティ株式会社 殿

松田町長 本 山 博 幸

シャトルバスの実証運行について（要望）

この度、標記の実証運行を実施したく、道路運送法第 21 条による乗合旅客の運送による申請をしていただきますよう、要望いたします。

記

1. 実施理由

公共交通の利便性を向上し、御殿場市・小山町内から通勤・通学できるような環境整備のため。

2. 経緯

御殿場市の人口減少が 2020 年以降顕著となっており、特に 18 歳、22 歳の流出が多いことから、対策を講じることとした。小山町においても同様の状況であることから、御殿場市・小山町から通勤・通学できる環境整備を実施することにより、公共交通の利便性を向上させ、人口減少の抑制を目的としたシャトルバスの実証運行の実施を計画した。

3. 運行内容

御殿場駅～東名足柄～新松田駅

4. 運行期間

令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 運送実施者

富士急モビリティ株式会社